

## 「第 2 期宮城県食育推進プラン」(仮称) の策定に係る基本方針 (案)

### 1 計画見直しの趣旨・目的

県では、食育基本法(平成17年7月15日施行)第17条第1項に基づき、食育推進の方向を示す計画として「宮城県食育推進プラン」を策定し、食育の推進を総合的に進める体制の整備などに取り組んできましたが、当初の計画期間(平成18年から平成22年)が経過しようとしています。

しかしながら、食生活の変化等に起因した肥満、過度のそう身や生活習慣病などの健康問題、食物の生産等に直接触れる機会の減少による食への関心低下が懸念されています。また、食に関する情報過多や食の安全安心に対する消費者の関心の高まりなどを背景に、食に対する正しい知識を身につけることが重要となっており、食育の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、第1期計画に基づく取組や各種調査結果等を基に、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第2期宮城県食育推進プラン」を策定します。

### 2 第2期プラン策定の方針

第1期計画では、食育の推進体制を整えていくことを中心に各分野において総合的に施策を推進してきました。第2期計画では第1期計画を継承することを基本としつつ、本県の特徴である「食材王国みやぎ」の豊かな「食」の活用しながら、本県特有の課題に対応できるよう配慮した宮城らしい食育推進プランとして策定を行います。

### 3 第2期計画の期間

平成23年度から平成27年度(5か年)

### 4 検討組織

#### (1) 宮城県食育推進会議

・ワーキング部会(2部会)

#### (2) 宮城県食育本部会議、幹事会及び庁内食育担当班長会議